

マイナンバーカード 受け取り時の持ち物

申請者本人と法定代理人が来庁し、窓口で受け取る場合(15歳未満及び成年被後見人)

※申請者本人が来庁できない場合はみよし市ホームページ内、『代理人による「マイナンバーカード」の受取りについて』をご確認ください

持ち物(原本に限る。コピー不可。)	
1 <input type="checkbox"/>	マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書 ● 受取期限は目安です。期日を過ぎていても受取れます ※外国籍の方は在留期限までにご来庁ください ● 下図を参考に、必要事項をあらかじめ記入してからご来庁ください
2 <input type="checkbox"/>	申請者本人の本人確認書類(詳細は次頁をご確認ください) ①又は②の書類をお持ちください ① A区分のうち1点(例:マイナンバーカード(顔写真あり)、パスポート、運転免許証) ② B区分のうち2点(例:資格確認書と医療費受給者証、生年月日記載の診察券と年金手帳)
3 <input type="checkbox"/>	法定代理人の本人確認書類(詳細は次頁をご確認ください) ①又は②の書類をお持ちください ① A区分のうち1点(例:マイナンバーカード、パスポート、運転免許証) ② B区分のうち2点(例:資格確認書と医療費受給者証、生年月日記載の診察券と年金手帳)
4 <input type="checkbox"/>	マイナンバーカード受付票 ※下図を参考に、必要事項をあらかじめ記入してからご来庁ください
5 <input type="checkbox"/>	申請者本人のマイナンバーカード(すでにお持ちの方のみ) ※受領時に返納できないと、原則として手数料(1,000円)が発生します。
6 <input type="checkbox"/>	申請者本人の通知カード・住民基本台帳カード (どちらもお持ちの方のみ)

※ 交付が2枚目以降の方でマイナンバーカードの紛失、住所変更未処理による廃止、または在留期限切れなどの場合は再発行手数料 1,000円が必要です。

持ち物(1~6)に1つでも不備があると、交付できません。ご注意ください。

「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」及び「マイナンバーカード受付票」の書き方

回答日(来庁日)を記入してください

申請者本人の住所が正しいか確認し、変更がある場合は修正の上、署名又は記名押印して下さい

申請者本人が来庁する場合は記入不要です。法定代理人のみでの受け取りの場合は「マイナンバーカード受け取り時の持ち物(代理人による受取り)」で確認してください。

上部の印字内容が正しいか確認し、枠内をご記入ください。

法定代理人の氏名、生年月日、連絡先をご記入ください。

事務処理欄には何も記入しないでください

※交付通知書を紛失した場合は、下記①又は②の書類をお持ちいただければ交付可能です。

- ① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点)

交付通知書を紛失し、①又は②の書類が用意できない場合は、マイナンバーカードの交付ができないので、みよし市役所市民課(0561-32-8012)に連絡し、交付通知書の再発行手続きをしてください。

本人確認書類一覧

次の書類が本人確認書類として使用できます。

- ・「氏名と生年月日」「氏名と住所」のいずれかの記載があること
- ・書類に記載されたすべての情報が住民票の情報と一致していること
- ・有効期限の定めがある書類は、有効期限内であること

A区分の本人確認書類	
マイナンバーカード(顔写真付き)	運転免許証
運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)	旅券(パスポート)
	身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳	療育手帳
在留カード(顔写真付き)	特別永住者証明書(顔写真付き)
一時庇護許可書	仮滞在許可書
B区分の本人確認書類(官公署から発行・発給された書類、その他これに類する書類)	
マイナンバーカード(顔写真なし)	在留カード(顔写真なし)
特別永住者証明書(顔写真なし)	資格確認書
介護保険被保険者証	各種医療受給者証
各種年金証書・年金手帳・基礎年金番号通知書など	児童扶養手当証書
母子手帳	子ども医療費受給者証
生活保護受給者証	障害福祉サービス受給者証
海技免状	電気工事士免状
無線従事者免許証	動力車操縦者運転免許証
運航管理者技能検定合格証明書	猟銃・空気銃所持許可証
特種電気工事資格者認定証	認定電気工事従事者認定証
耐空検査員の証	航空従事者技能証明書
宅地建物取引士証	船員手帳
戦傷病者手帳	教習資格認定証
官公署が発行した検定合格証	官公署の職員証(生年月日または住所入りに限る)
社員証	その他官公署から発行・発給された書類、その他これに類する書類で「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」の記載があるもの(事前に市民課までご相談ください)。
学生証(過年度のものは除く)	
診察券	

【注意】

- ・ A区分の本人確認書類として使用できるのは、上記記載のものに限ります(例外はありません)。
- ・ 診察券は「氏名(住民票に登録されている氏名(漢字またはアルファベット))及び生年月日または住所の印字があるもの」のみ有効です。
- ・ 本人確認書類が2点以上必要な場合、同一のもの2点(例:A病院の診察券+B病院の診察券)は認められません。違うものを組み合わせずにお持ちください。
- ・ 本人確認書類の提示が困難な場合、B区分の本人確認書類のうち1点に限り、社員証や学生証等のアプリケーションに係る映像面での提示も認めます。ただし、スクリーンショット等、画像のみでの提示は受付できかねます(画面操作を求めます)。

【本人確認書類として認められないもの(例)】

- ・ 健康保険証(国民健康保険、社会保険)
- ・ 個人番号通知書
- ・ キャッシュカード
- ・ 戸籍謄抄本
- ・ 通知カード
- ・ クレジットカード
- ・ 住民票
- ・ iPhoneのマイナンバーカード

※令和7年8月5日より、デジタル庁から「iPhoneのマイナンバーカード」の確認機能が提供され、マイナンバーカードを利用した対面本人確認ができるようになりました。しかし、本市ではこれに対応するための環境が整備されていないため、本人確認書類としての使用は出来かねます。ご了承ください。